

農地中間管理事業規程

(事業実施の基本方針)

第1条 一般社団法人京都府農業会議は、地域合意に基づく農用地の有効利用の促進と多様な担い手の育成のため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第4条の規定により、農地中間管理機構（以下「機構」という。）として指定を受け、市町村等関係機関と連携して、農地中間管理事業（法第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）を行うものとする。

(農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準)

第2条 機構は、次に掲げる区域を重点区域として、農地中間管理事業を実施するものとする。

- 一 適切な京力農場プランが作成されるなど、地域ぐるみで農地流動化を進めようという機運が生じている区域であり、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域。
- 二 なお、一の区域以外において、農地中間管理事業を行うことを妨げるものではない。

(農地中間管理権を取得する農用地等の基準)

第3条 機構は、以下に掲げる農地については、農地中間管理権を取得しないものとする。

- 一 再生不能と判定されている遊休農地など、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等
 - 二 当該区域における過去の借受希望者の募集に関して、募集に応じた者の数、応募の内容、圃場の条件、面的まとまりの状況、その他の事情からみて、当該区域内で機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い農用地等
- ただし、農地法第34条の規定による農地の利用関係の調整を経て農地集積等の見込みのあるものは、この限りでない。

(借受希望者の募集等)

第4条 機構は、借受希望者の募集を通年行う。

- 2 募集の区域は、市町村又はこれより小さい区域（京力農場プランの区域等を参考に、空白区ができないように設定）とし、当該市町村の意見を聞いて決定

する。

- 3 機構は、募集に当たって、当該区域における、次に掲げる事項を明確にして行うこととする。
 - 一 区域の特徴（中山間地域、平場など）
 - 二 区域の農用地等の特徴（圃場整備の実施状況、水田地帯、畑地帯、果樹地帯など）
 - 三 当該区域内の担い手の存在状況

- 4 募集は、インターネットの利用等により 30 日以上の募集期間で行うものとする。

- 5 機構は募集に当たって、応募者に対し次に掲げる事項を明確にしてもらうものとする。
 - 一 借受けを希望する農用地等の種別、面積、希望する農用地等の条件
 - 二 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別
 - 三 借受けを希望する期間
 - 四 現在の農業経営の状況（作物ごとの栽培面積等）
 - 五 当該区域で農用地等を借り受けようとする理由（規模の拡大、農地の集約化、新規参入等）

- 6 機構は、応募者について、次に掲げる事項を整理し、インターネットの利用により公表するものとする。
 - 一 その氏名又は名称
 - 二 当該区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
 - 三 借受けを希望する農用地等の種別、面積
 - 四 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種別等

- 7 機構は、地域内に担い手が十分いない地域（関係機関からの情報提供や前年の募集の状況等からみて判断）については、日頃から、関係機関と連携し、リスト化しておいた借受希望者に関する情報を基に、他地域の法人経営体やリース方式での参入を希望する企業等に対して募集に応じてもらうよう個別に働きかけるものとする。

- 8 機構は、農用地等の貸付先の決定を公平、適正に行う上で必要がある場合には、募集に応じた者に対するヒアリングを行い、その希望内容を正確に把握するよう努め、また、法第 18 条第 4 項の要件を満たすかどうかを調査するものとする。

(貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法)

第5条 機構は、市町村と連携を密にして、各地域の以下のことについて把握するとともに、機構を活用した農地流動化の機運の醸成に努めるものとする。

- 一 当該地域の京力農場プランの作成・見直しの状況
- 二 当該地域の担い手の存在状況
- 三 当該地域における機構を活用した農地流動化の機運の状況
- 四 当該地域の耕作放棄地の現状及び今後の見通し

2 機構は農用地等の貸付けを希望する旨の申出等があったときは、申出者及び申出に係る農用地等を整理したリストを作成するものとする。

さらに、このリストに基づいて、市町村等の協力を得ながら、当該農用地等の集積・集約化について経営体への働きかけを行うものとする。

3 機構は、農地中間管理権の取得に当たっては、貸付希望者の今後の営農継続の見通しを考慮しながら、機構が農用地等を貸付希望者から借り受けてから借受希望者に貸し付けるまでの期間ができる限り短くなるよう努めるものとする。

4 農地中間管理権の取得は、所有者からの申出に応じて協議するほか、機構が所有者に対し協議を申し入れることにより行うものとする。

5 農地中間管理権の取得に当たっては、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の規定による土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）が行われることがあることについて、所有者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

(農用地利用配分計画の決定方法(貸付先決定ルール))

第6条 機構は、農用地等の貸付先を決定するに当たって、以下の点に留意することを原則とする。

- 一 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資すること。
- 二 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- 三 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようにすること。
- 四 土地基盤整備事業その他農地の条件整備に係る事業が、事業計画を策定する段階から農地の経営体を定めて実施される場合は、当該経営体と優先的に協議すること。
- 五 地域農業の健全な発展を旨としつつ、借受希望者のニーズを踏まえて公平、適正に調整すること。

- 2 地域内に借受希望者がいる場合には、以下のとおり対応することとする。
 - 一 研修農場として活用されていた農地を当該農場の研修生が経営を開始するために借り受ける場合、当該借受希望者と優先的に協議するものとする。
 - 二 担い手の経営規模の拡大、分散錯圃の解消にむけ、以下のような場合において、地域内で利用権の交換等を行うため、機構に農地中間管理権を設定したときは、これらの事情を前提として貸付先を決定（貸付先の変更を含む）する。
 - ① 担い手相互間又は担い手・非担い手間で利用権の交換を行おうとする場合
 - ② 集落営農の構成員が、当該集落営農に利用させることを目的としている場合
 - 三 当該農用地等に隣接する借受希望者がいる場合には、当該借受希望者と優先的に協議を行うものとする。

ただし、当該借受希望者が複数いる場合には、当該者の希望条件との適合性及び地域農業の発展に資する程度および当該地域の京力農場プランの内容により、優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
 - 四 その他の場合（第4条の募集に際してその旨明示した地域）
 - ① 当該地域の借受希望者のうち、地域内の担い手について、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけ、順次協議を行うものとする。

優先順位の判断に当たっては、当該地域の京力農場プランの内容も考慮するものとし、また、必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。
 - ② ①により貸付先が決まらない場合には、それ以外の借受希望者と順次協議を行うものとする。
- 3 地域内に借受希望者がいない場合には、以下のとおり対応する。
 - 一 当該地域の借受希望者（新規参入者等を含む。）のうち、現在経営している農用地等との位置関係、当該借受希望者の希望条件との適合性、地域農業の発展に資する程度（地域の営農活動と調和した農業経営を営もうとしているかどうか等）により優先順位をつけ、順次協議を行うものとする。
 - 二 特に、新規参入しようとする者に貸し付けようとする場合は、その者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるように配慮するものとする。
 - 三 優先順位を付ける上で必要な場合には、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

- 4 機構の貸付期間については、貸付先の経営の安定・発展に配慮して長期とすることを基本とするが、当該地域の農地利用の効率化・高度化を進める上で必要な場合には、一定期間後に農地利用の再配分ができるよう措置するものとする。
- 5 農用地等の貸付けに当たっては、機構関連事業が行われることがあることについて、借受希望者に対し書面の交付により説明を行うものとする。

（研修農場としての積極的活用）

第7条 機構は、農地中間管理権を取得した農地について、新たな担い手育成の観点から、地域、市町村等関係機関と連携し、担い手養成実践農場、丹後農業実践型学舎としての活用を積極的に推進するものとする。

（賃料の水準等）

第8条 機構が農地中間管理権を有する農用地等の貸付先が決まっている場合における借受賃料及び貸付賃料の額は、次の事項を踏まえて決定する。

- 一 当該地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準
- 二 機構に対する借受希望者と貸付希望者の双方の意向

- 2 機構の業務が貸しはがし等を誘発し、既に効率的かつ効果的に農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼすことのないようにするため、必要があるときは、機構は当該農用地等の従前の賃料水準を基本として、賃料を決定するものとする。

（農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除）

第9条 機構の有する農地中間管理権に係る農用地等が次のいずれかに該当するときは、京都府知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。

- 一 農地中間管理権の取得後2年間を経過してもなお当該農用地等の貸付けを行うことができる見込みがないと認められるとき。
- 二 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

- 2 機構は、解除に当たっては、当該農用地等の所有者とよく協議し、所有者が管理経費を負担するなど、所有者が解除を希望せず、機構にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。

（農用地等の利用条件改善業務の実施基準）

第10条 機構は、当該農用地等が所有者から機構に一定期間で貸し付けられており、かつ、次のいずれかに該当するときに、利用条件改善業務を行うものとする。

る。

- 一 当該農用地等の具体的貸付先が決まっており、その貸付先が利用条件改善を希望しているとき。
- 二 当該地域の借受希望者の募集に応じた者の数、希望内容等からみて、利用条件改善を行えば、当該農用地等の貸付けが確実に行われると見込まれるとき。

（相談又は苦情に応ずるための体制）

第11条 機構の主たる事務所に、相談又は苦情に応ずる窓口を設置し、インターネット等を通じて周知徹底を図るものとする。

（市町村との関係）

第12条 機構は、農地行政の基本単位である市町村（農業委員会を含む。）との連携を密にして、業務を推進するものとする。

特に、担い手への農地集積の基本となる京力農場プランについては、市町村と情報を共有するよう努めるものとする。

- 2 機構は、原則として全市町村に、同意を得た上で業務委託を行い、地域における機構の窓口としての機能を担ってもらうものとする。
- 3 機構は、原則として全ての市町村に、あらかじめ農業委員会の意見を聴取の上、農用地利用配分計画の案を作成するよう、求めるものとする。
- 4 機構は、市町村以外の業務委託先の名称及び住所を市町村に通知し、市町村と当該委託先との連携が図られるよう配慮するものとする。

（業務委託）

第13条 機構は、京都府知事の承認を受けて、農地中間管理事業に係る業務の一部を市町村等に委託するものとする。委託できる業務の内容は、次に掲げるとおりとする。

- 一 窓口業務
- 二 出し手の掘り起こし業務
- 三 市町村内の受け手の掘り起こし業務
- 四 借受予定農用地等の事前調査
- 五 貸付農用地等の利用状況確認業務
- 六 出し手及び受け手に対する機構関連事業の実施可能性の説明
- 七 利用条件改善業務
- 八 契約の締結、変更等手続き
- 九 利用集積計画・農用地利用配分計画案の作成

- 十 関係機関・団体等との連絡調整業務
- 十一 その他、機構が必要と認める事項

2 委託は、市町村、地域農業再生協議会、市町村公社、農業協同組合、土地改良区、民間企業等で、委託した業務を適切に行うことのできる能力等を有することを確認し、当該組織と協議の上、行うものとする。

（現地推進役）

第14条 機構は、市町村等と綿密な連携を図り、効果的かつ円滑に農地中間管理事業を実施するため、現地推進役を配置することとする。

- 2 現地推進役は次に掲げる業務を行う。
- 一 機構と市町村等との連絡調整
 - 二 市町村間の連絡調整
 - 三 機構から委託された業務の支援
 - 四 農地集積に向けた地域の取り組み支援
 - 五 農地集積についての地域への啓発、気運の醸成
 - 六 その他

（評価委員会）

第15条 機構は、別に定める農地中間管理事業評価委員会設置規程により、法第6条で規定する評価委員会を置くこととする。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、農地中間管理事業の実施に必要な事項は別途定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年7月1日から施行する。